別表

|  |
| --- |
| １　承認工事の施行に際して、下水道法、上三川町下水道条例、その他関係法令を遵守すると  共に、栃木県土木工事共通仕様書その他管理者が必要と認める基準等に基づいて適正に施工  すること。  ２　工事の着手時に着手届、工事行程表、主任技術者届、下請負届、緊急連絡体制表、施行計  画書、設計図その他管理者が指示する書類を提出すること。  ３　使用する資材は、管理者が認定する規格品またはこれと同等以上のものとし、事前に管理  者の同意を得ること。  ４　当該承認工事（公共下水道の維持を除く）の主任技術者または監理技術者は、下水道法施  行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者とすること。  ５　道路占用許可申請を管理者が行う場合は、管理者と事前に協議すると共に、申請に必要な  資料を作成すること。また、道路占用完了届に必要となる資料を工事完了後速やかに管理者  に提出すること。  ６　道路使用許可申請は申請者が行い、工事施行前に管理者に道路使用許可証の写しを提出す  ること。なお、当該申請を行う前に管理者と協議すること。  ７　工事用排水（工事に伴う雨水、湧水、地下水等）を町管理の側溝等に排水する場合は、道  路管理者と協議を行い、土砂等を濾過した上で排水すること。  ８　承認工事の施行は、申請時に提出した図書等の内容どおりに行い、申請した工事期間内に  完成させること。当該工事の内容を変更する場合は、その都度管理者と協議した上で変更の  申請を行うこと。  ９　施工中は管理者の指示に従い、工程の連絡を行うこと。  10　承認工事の施行に際して、町職員の立ち会いを求める場合は、当該立ち会いを要する箇所  の施行を実施する前に管理者に依頼すること。また、管理者が必要と認めて町職員の立ち会  いまたは工事写真の提出その他必要な措置を求めた場合は、正当な理由がある場合を除き、  それに応じること。  11　承認工事期間中、承認工事にかかる公共下水道施設について適切な維持管理を行うこと。  12　完成時は、完成届、竣工報告書、竣工図書一式、工事記録写真その他管理者が指示する書  類を提出し、町職員の完成検査を受けること。竣工図書一式は、栃木県土木工事共通仕様書  に基づいて作成すること。  13　完成検査の結果、管理者が不備があると認めた場合その他必要があると判断した場合は、  管理者の指示に従い補修等必要な措置を講じた上で、再度完成検査を受けること。  14　管理者の完成検査を受け、工事が適切に完成したと認められた公共下水道施設を無償で管  理者に引き渡すこと。  15　承認工事の施行にかかる費用は、全て申請者が負担すること。また、承認工事に伴う他企  業埋設管に係る協議、支障移設、測量標保全、舗装復旧等は全て申請者が行い、これにかか  る費用は、全て申請者が負担すること。  16　承認工事の施行に当たり、公共下水道施設若しくは道路施設または第三者に損害を与えた  ときには、その損害を賠償すること。 |

|  |
| --- |
| 17　承認工事にかかる公共下水道施設に瑕疵があった場合は、引渡の日から5年間当該瑕疵について補修または賠償責任を負うこと。  18　その他の承認工事に関し、管理者から特に指示があった場合は、当該指示に従うこと。 |